

07 | セキュリティ対策

教育データを安全・安心に取り扱うためには、教育情報セキュリティポリシーや個人情報保護法の規定に基づき、必要な対策や安全管理措置を行う必要があります。

① 教育情報セキュリティポリシー

各地方公共団体が組織の実態に応じて策定する情報セキュリティポリシーに加え、文部科学省において作成している「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行った上で、組織体制の確立、児童生徒による学校が保有する重要度が高い情報への不正アクセスリスクへの対応など、適切に対策を行ってください。

② 個人情報保護法に基づく安全管理措置

個人情報を含む教育データを取り扱う際には、個人情報等の適正な取扱いを確保するために、以下に示す、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じる必要があります。

- ア. 組織的安全管理措置(組織体制の整備、個人情報の取扱いに係る規律に従った運用等)
- イ. 人的安全管理措置(従事者の教育)
- ウ. 物理的安全管理措置(個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止など)
- エ. 技術的安全管理措置(アクセス制御、アクセス者の識別と認証など)
- オ. 外的環境の把握(保有個人情報が取り扱われる外国の特定等)
- カ. 自己点検及び監査



関係情報について

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

- 教育データの利活用に係る留意事項

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm

- 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

個人情報保護委員会ホームページ

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)
- 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)
- 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)



教育データの利活用に係る

留意事項のポイント



本留意事項の趣旨

教育データ利活用によって、全ての子供一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援を可能にすることが期待されます。一方で、教育データの利活用に当たっては、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護は大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要です。

本留意事項は、初等中等教育段階の公立学校の教職員、教育委員会の職員等が、児童生徒本人の教育データ(デジタルデータ)を取り扱う際に留意すべき事項についてまとめたものです。実際にデータを取り扱う場面を想定した手順や事例も盛り込んでいます。教育委員会や学校において、安全・安心に教育データを利活用するために、ぜひご活用ください。

※教育データを利活用するに当たって現時点で想定される留意点を整理したものであり、個人情報等の適正な取扱いに関して網羅的に整理したものではありません。

※今後、教育データの利活用が進むにつれて、新たな課題や論点についての議論が深まっていくことも想定されるため、その際は、留意事項も改訂を行う予定です。

※本資料は留意事項のポイントです。「教育データの利活用に係る留意事項」本体も併せてご覧ください
※適用条文が異なるため本資料は主に公立学校を念頭に置いていますが、それ以外の学校においても参考にしてください。

01 | 個人情報とは

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、以下の①又は②に該当するものをいいます。

- ① 氏名等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む。)
- ② 個人番号(マイナンバー)や健康保険証の記号・番号、パスポート番号などの個人識別符号が含まれるもの

教育委員会や学校においては、例えば、児童生徒の氏名や、児童生徒の氏名と紐付く生年月日、出欠席情報、テストの評点や学習アプリの回答履歴等が個人情報に該当すると考えられます。

教育委員会や学校の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、組織的に利用するものとして、教育委員会や学校が保有しているもののうち、行政文書等に記録されているものをいいます。

個人情報

保有個人情報

02 | 個人情報の保有・取得に関するルール

教育委員会や学校が個人情報を保有するに当たっては、以下の3つすべてを守ることが原則です。

- ① **法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限ること**
教育委員会における一例としては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第21条に規定されている職務権限が考えられます。
- ② **利用目的をできるだけ具体的かつ個別的に特定すること**
利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならず、特定した利用目的については、内部において適切に整理・管理する必要があります。
- ③ **特定された利用目的の達成に必要な最小限の範囲内で保有すること**

教育委員会や学校が本人から直接書面(オンラインを含む。)に記録された本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を適切な方法で明示する必要があります。また、学校教育においては、学校の実態や利用する個人情報の種類に応じて、保護者に対しても利用目的を明示することがより丁寧な対応となります。

03 | 個人情報の利用・提供に関するルール

教育委員会や学校は、特定した利用目的の範囲内で、保有個人情報を自ら利用し、別の機関に対して提供することが原則とされています。ただし、以下の①～③に該当する場合には、例外として、既存の利用目的以外の目的で利用・提供することが認められます。

- ① **法令に基づく場合(例:児童福祉法に基づく要保護児童に関する連携体制)**
- ② **利用目的の変更により恒常的な目的外利用・提供を行う場合**
利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的と「相当の関連性」を有すると「合理的に認められる」範囲を超えて行ってはいけません。
- ③ **以下のアからウまでのいずれかに該当する臨時的に目的外利用・提供を行う場合**
※ただし、いずれの場合も、目的外利用・提供により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが必要です。
 - ア. **本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき**
同意については、児童生徒の発達段階に応じ、同意したことによって生じる結果について自分で理解できる場合は本人から、できない場合は保護者から、取得するのが基本になります。
 - イ. **利用目的以外の目的のための内部での利用や他の機関への提供に相当の理由があるとき**
以下の場合で、社会通念上、客観的に見て合理的な理由があることが必要です。
 - ・教育委員会や学校が法令の定める所掌事務や業務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
 - ・他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
 - ウ. **専ら統計作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他特別な理由があるとき**

プライバシーに関わる社会的状況や捉えられ方の変化等により、当初想定していなかった問題が発生する可能性があるため、仕組みを不断に見直し、改善していくプロセスを検討することが求められます。ELSI(科学技術の社会実装に際しての倫理的・法的・社会的課題)にも配慮が必要です。

04 | 個人情報の保管に関するルール

教育委員会・学校が個人情報を保管する際は、個人情報の内容が過去または現在の事実と合致するように努めなければなりません。また、指導要録や出席簿等、学校教育法等の法令で保存期間が定められているものについては、法令に基づく保存期間を設定する必要があることに留意してください。



05 | その他の留意点

個人情報の取扱いを委託する際の留意事項

教育委員会・学校が、民間事業者の提供する学習用ソフトウェア等を導入する場合には、教育委員会・学校から民間事業者へ「個人情報の取扱いを委託」することが一般的であり、望ましいと考えられることから、基本的にこうした対応が求められます。個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、安全管理措置を講ずる必要があり、例えば、以下の対応が考えられます。

- ☑ 個人情報の適切な管理を行える者を選定できるよう選定基準を整備する等、必要な措置を講じること
- ☑ 委託先との契約において、個人情報に関する秘密保持、再委託の制限や条件等、必要な事項を契約書に明記すること
- ☑ 委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認すること
- ☑ 委託先において個人情報保護法に従った個人データの適切な取扱いが確保されるように、定期的な監査を行う等、必要かつ適切な監督を行うとともに、必要な助言や指導を行うこと
- ☑ 取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限にすること

開示請求等への対応

何人も、地方公共団体の機関に対し、その機関が保有する本人に関する個人情報について、開示、訂正、利用停止の請求を行うことができることとされています。これらの請求に対しては、適切に対応する必要があります。

個人情報ファイル簿の作成

教育委員会や学校は、保有する個人情報ファイルについて、基本的には必要事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。

地方公共団体に置く審議会等への諮問

教育委員会や学校は、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合は、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができます。ただし、個人情報保護法の趣旨を鑑み、利用目的以外の目的での利用・提供を行うことが可能かどうかについての諮問は行えません。

06 | プライバシーの保護

教育データの取扱いに当たっては、個人情報保護法を遵守していれば十分というわけではなく、「プライバシー」の考え方も念頭に置く必要があります。例えば、保有個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等によるデータガバナンス体制の構築等を行うことで、プライバシー保護の仕組みを初期段階から予防的に構築し、取組全体に渡り、情報の収集(生成)から廃棄までの全ての段階でプライバシーの保護を実施することが重要と考えられます。